湖西市規則第39号

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月29日

湖西市長　田内治之

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年湖西市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」を「以下本則において「法」に改める。

第3条第3項中「以下」の次に「本則において」を加え、同条に次の1項を加える。

4　令第22条第4項の規定による代理人の資格喪失の届出に係る書面は、代理人資格喪失届（様式第3号の2）によるものとする。

第18条第3項中「利用訂正請求」を「利用停止請求」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第３号の２（第３条関係）

代理人資格喪失届

年　　月　　日

（行政機関の長等）

届出者（資格喪失代理人）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けの保有個人情報開示請求書を提出しました代理人について、その資格を喪失しましたので、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第４項の規定により次のとおり届け出ます。

代理人の資格を喪失した理由	
代理人の資格を喪失した年月日	年　　月　　日
その他参考となる事項	

様式第４号及び様式第５号を次のように改める。

様式第４号（第４条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第　　号
年　月　日

（開示請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

１　開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）
２　不開示とした部分とその理由
３　開示する保有個人情報の利用目的
４　開示の実施が可能な方法、場所、日時等 □　開示請求書で希望した方法、場所、日時で実施する。 （　年　月　日＿＿＿の方法により実施） □　以下の方法、場所、日時のうちから選択して実施する。 (1)　実施可能な方法　　□閲覧　　□写しの交付（□郵送可）　□その他（　　） (2)　開示の実施ができる場所及び日時 日時　　年　月　日から年　月　日まで（土・日・祝祭日を除く）８時30分～17時15分 場所 ※「**個人情報の開示の実施方法等申出書**」により開示の実施方法等について、この通知を受け取った日から30日以内に方法、場所、日時について申出をしてください。（開示請求書に記載した開示の実施方法等に変更がない場合は、当該申出は不要です。）
５　費用　写しの作成に要する費用　　円 ※郵送を希望する場合は、上記金額に郵送料　　円が追加されます。
６　本件連絡先　　TEL

１　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　代理人の資格喪失の届出について

開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等に届け出なければなりません。この場合においては、当該開示請求は取り下げられたものとみなします。

様式第５号（第４条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（開示請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第２項の規定に基づき、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

１　開示請求に係る保有個人情報の名称等
２　開示をしないこととした理由
３　本件連絡先　　TEL

１　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号中「第　　号　　年　　月　　日」を「年　　月　　日」に改め、「様」を削り、「氏名又は名称」を「氏名　　」に、「　　（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）　」を「（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の職・氏名）」に、「（法人その他の団体にあっては、その主たる事業所の所在地）　」を「　　（法人その他の団体にあっては、主たる事業所等の所在地）」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第8条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

第　　号
年　　月　　日

（反対意見書を提出した第三者）　　様

（行政機関の長等）　　印

あなた・貴社から　　年　月　日けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2　開示することとした理由	
3　開示決定をした日	年　月　日
4　開示を実施する日	年　月　日
5　本件連絡先	TEL

1　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号及び様式第18号を次のように改める。

様式第17号（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき、次のとおり訂正することに決定したので通知します。

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等
2　訂正決定をする内容及び理由 （訂正内容） （訂正理由）
3　本件連絡先　　TEL

1　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第13条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等
2　訂正をしないこととした理由
3　本件連絡先　　TEL

1　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第26号及び様式第27号を次のように改める。

様式第26号（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（利用停止請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称
2　利用停止決定をする内容及び理由 （利用停止決定の内容） （利用停止決定の理由）
3　本件連絡先　　TEL

1　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第27号（第19条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（利用停止請求者）　　様

（行政機関の長等）　　印

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
2　利用停止をしないこととした理由
3　本件連絡先　　TEL

1　審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政機関の長等に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、湖西市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖西市を代表するものは、　　となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。